

令和7年度 和歌山平野農地防災事業所 自動車運転手特別健康診断業務
仕様書

1. 業務内容

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所職員(自動車運転手)を対象に、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の規定に基づき実施するものである。

2. 健康診断項目、内容及び受診予定者数

項目	内容	受診予定者
自動車運転手の 特別健康診断	診察 自覚症状等の検査 (頭痛、腰痛、胃症状等) (問診票(別途協議)による医師による検査) 眼の検査(視力、視野等) 聴器の検査(聴力等) 平衡機能の検査(片足立検査) 血圧の測定 上肢、頸部及び腰部の機能検査(モーレテスト 及びラセーグテスト)	延べ2名 (1名×2回)

3. 実施期間及び実施場所

実施期間(健康診断の実施期間)及び実施場所については以下のとおり予定している。
詳細については、契約後別途協議の上決定する。

- (1) 実施場所 原則として、和歌山市内、紀の川市内又は岩出市内の受注者の施設
- (2) 実施期間 契約締結から令和8年3月31日
- (3) 実施時期 年2回、1回目は8月または9月、2回目は2月に実施する。

4. 一般事項

(1) 健康診断実施における留意事項

- ア 検査に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。
- イ 医師、看護師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確かつ適切に健康診断を行わなければならない。

(2) 健康診断受診票の作成

書式については、別途協議の上決定する。

(3) 健康診断実施結果の報告

健康診断の結果は、検診終了後30日以内に、発注者へ提出する。なお、結果報告の様式は別途協議の上決定する。

- ア 1個人結果票(本人用) 1部
(個人ごとに封入・封緘し、氏名を明記する。)

イ 1 個人結果票（発注者保管用） 1 部

（個人ごとに氏名を明記したもの。封入不要。）

健康診断の結果、緊急に精密検査、治療を要する検査所見があった場合、もしくは緊急検査を要する所見があった受診者については、担当者に速やかに連絡を行うとともに、各健康診断後 1 週間以内に異常所見に係る結果資料とともに検査報告を行う。

5. 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供にあたり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(3) 生物多様性への悪影響の防止

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

また受注者（受託者）は、物品の提供にあたり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

6. その他

(1) 本仕様書に定めない事項又は業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて担当者と協議するものとする。

(2) 発注者又は発注者の指定した職員は、規格、数量、履行期日、その他必要な事項を記載した発注書を発行し、これを受注者に交付して役務の履行を指示するものとする。

(3) 発注者が任命した検査職員が、履行完了の都度、当該役務について検査を行うものとする。

(4) 代金の支払いについては、上記 (3) の検査完了後に、受注者より提出された適法な支払請求書を受領してから 30 日以内に支払うものとする。